

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678  
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 5棟10室未満案件「嘆願」で減額更正

Q:平成5年に、亡父が所有していた貸マンションを相続しました。このマンションは「5棟10室」基準に満たないとして、小規模宅地等の評価減を受けずに申告しました。

ところが、同じように満たなかった人が裁判で小規模特例の適用が認められたという話を聞きました。

私の場合も、今から適用されないでしょうか。

A:非合法ながら「嘆願」という形で減額更正を訴える方法があります。

### 【解説】

現行の相続税(平成6年以降)では、「5棟10室」基準はなく、事業用の貸付土地は200㎡までについて50%の評価減がされます。

ところが、平成5年当時は、「5棟10室」基準に満たない土地は、事業用ではないとして特例の対象外とされていました(減額割合: H4、5年は70%、H3年以前は60%)。

しかし、東京地裁で「5棟10室」は事業の判断基準として「必要条件であっても十分条件ではない」という判決が下っています。

このような状況から、平成5年以前の相続に関しては、国税通則法上の請求期限(申告から1年)は過ぎているため本来の請求はできませんが、非合法ながら「嘆願」という形で減額更正を訴える方法が注目されています。

税務当局も、裁判の結果を重く受け止めているようで、柔軟な姿勢で臨むものと思われま

